

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を推奨しております。

当院が患者様からお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報は、適切に管理・活用して診察いたします。

なお、令和6年6月1日より、医療情報取得加算として下記のように算定致します。

初診時（月に1回）マイナ保険証利用あり 1点 マイナ保険証利用なし 3点

再診時（3月に1回）マイナ保険証利用あり 1点 マイナ保険証利用なし 2点

○上記にかかわらず他の保険医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が1点となります。

○マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力を お願いいたします。